

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
(第26期) 至 平成25年3月31日

株式会社 カーチスホールディングス

(E02895)

目 次

頁

第26期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	5
4	【関係会社の状況】	6
5	【従業員の状況】	6
第2	【事業の状況】	7
1	【業績等の概要】	7
2	【生産、受注及び販売の状況】	8
3	【対処すべき課題】	8
4	【事業等のリスク】	9
5	【経営上の重要な契約等】	9
6	【研究開発活動】	9
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
第3	【設備の状況】	11
1	【設備投資等の概要】	11
2	【主要な設備の状況】	11
3	【設備の新設、除却等の計画】	11
第4	【提出会社の状況】	12
1	【株式等の状況】	12
2	【自己株式の取得等の状況】	15
3	【配当政策】	15
4	【株価の推移】	16
5	【役員の状況】	17
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	21
第5	【経理の状況】	29
1	【連結財務諸表等】	30
2	【財務諸表等】	56
第6	【提出会社の株式事務の概要】	71
第7	【提出会社の参考情報】	72
1	【提出会社の親会社等の情報】	72
2	【その他の参考情報】	72
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	73

監査報告書

平成25年3月連結会計年度

平成25年3月事業年度

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【事業年度】	第26期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社カーチスホールディングス
【英訳名】	Carchs Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 富田 圭潤
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国一丁目7番2号
【電話番号】	03-5825-5074（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
【電話番号】	03-5825-5075
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	※1 320,000	※1 616,554
売上原価	—	—
売上総利益	320,000	616,554
販売費及び一般管理費		
役員報酬	69,038	89,629
給料及び手当	187,016	181,152
法定福利費	20,131	29,078
採用費	23,093	34,228
支払手数料	89,806	88,289
その他	81,153	126,149
販売費及び一般管理費合計	470,241	548,528
営業利益又は営業損失(△)	△150,241	68,025
営業外収益		
受取利息	※1 495	※1 1,244
受取手数料	231	715
助成金収入	—	660
雑収入	9	273
営業外収益合計	737	2,893
営業外費用		
雑損失	77	40
営業外費用合計	77	40
経常利益又は経常損失(△)	△149,581	70,878
特別利益		
固定資産売却益	※2 4,955	※2 3,999
投資有価証券売却益	15,964	—
訴訟損失引当金戻入額	1,799,613	—
訴訟費用返戻金	—	12,393
債務消滅益	26,400	—
特別利益合計	1,846,933	16,393
特別損失		
関係会社株式評価損	18,094	—
投資有価証券売却損	880	—
訴訟関連損失	17,626	—
訴訟和解金	—	26,000
特別損失合計	36,600	26,000
税引前当期純利益	1,660,751	61,271
法人税、住民税及び事業税	△351,298	△116,910
法人税等調整額	88,791	△63,567
法人税等合計	△262,506	△180,478
当期純利益	1,923,258	241,750

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,447,805	14,447,805
当期末残高	14,447,805	14,447,805
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,611,951	3,611,951
当期末残高	3,611,951	3,611,951
その他資本剰余金		
当期首残高	3,943,751	3,943,751
当期末残高	3,943,751	3,943,751
資本剰余金合計		
当期首残高	7,555,702	7,555,702
当期末残高	7,555,702	7,555,702
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	644,669	644,669
当期末残高	644,669	644,669
繰越利益剰余金		
当期首残高	△21,876,664	△19,953,405
当期変動額		
当期純利益	1,923,258	241,750
当期変動額合計	1,923,258	241,750
当期末残高	△19,953,405	△19,711,655
利益剰余金合計		
当期首残高	△21,231,994	△19,308,736
当期変動額		
当期純利益	1,923,258	241,750
当期変動額合計	1,923,258	241,750
当期末残高	△19,308,736	△19,066,986
自己株式		
当期首残高	△3,753	△3,753
当期末残高	△3,753	△3,753
株主資本合計		
当期首残高	767,759	2,691,017
当期変動額		
当期純利益	1,923,258	241,750
当期変動額合計	1,923,258	241,750
当期末残高	2,691,017	2,932,767

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△2,212
当期変動額合計	—	△2,212
当期末残高	—	△2,212
評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△2,212
当期変動額合計	—	△2,212
当期末残高	—	△2,212
純資産合計		
当期首残高	767,759	2,691,017
当期変動額		
当期純利益	1,923,258	241,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△2,212
当期変動額合計	1,923,258	239,538
当期末残高	2,691,017	2,930,555

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)について、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「法定福利費」及び「採用費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた124,379千円は、「法定福利費」20,131千円、「採用費」23,093千円、「その他」81,153千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

前事業年度（平成24年3月31日）

元役員による当社への訴訟の判決に関する執行停止のため、東京地方裁判所に株式会社カーチスの株式20,000株（100%）1,537,269千円を担保に供しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

※2 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
売掛金	27,825千円	59,410千円
立替金	52,916	6,622
未収入金	356,443	198,485
未払金	8,234	1,355
前受金	11,482	10,450

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関係会社への売上高	320,000千円	616,554千円
関係会社からの受取利息	341	495

※2 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
土地	4,955千円	3,999千円
合計	4,955	3,999

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	61,554	—	—	61,554
合計	61,554	—	—	61,554

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	61,554	—	—	61,554
合計	61,554	—	—	61,554

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

重要性が低いため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	1,646,092

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度 (平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	1,647,502

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 1,059,346千円</p> <p>貸付金 246,504千円</p> <p>繰越欠損金 8,231,252千円</p> <p>その他 14,300千円</p> <hr/> <p>小計 9,551,404千円</p> <p>評価性引当額 Δ9,438,665千円</p> <hr/> <p>合計 112,738千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>資産除去債務 Δ3,535千円</p> <hr/> <p>合計 Δ3,535千円</p> <p>繰延税金資産の純額 109,202千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 1,059,346千円</p> <p>貸付金 246,504千円</p> <p>繰越欠損金 7,413,673千円</p> <p>その他 5,307千円</p> <hr/> <p>小計 8,724,832千円</p> <p>評価性引当額 Δ8,552,062千円</p> <hr/> <p>合計 172,770千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>合計 Δ1千円</p> <p>繰延税金資産の純額 172,770千円</p>

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費の損金不算入</td> <td style="text-align: right;">0.09%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.07%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減額</td> <td style="text-align: right;">△50.82%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.47%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△6.32%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△15.81%</td> </tr> </table> <p>(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,824千円減少し、法人税等調整額は7,824千円増加しております。</p> <p>また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は30,140千円減少し、法人税等調整額は30,140千円増加しております。</p>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費の損金不算入	0.09%	住民税均等割等	0.07%	評価性引当金の増減額	△50.82%	税率変更による期末繰延税		金資産の減額修正	0.47%	その他	△6.32%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.81%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.01%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費の損金不算入</td> <td style="text-align: right;">3.13%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.97%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減額</td> <td style="text-align: right;">△331.28%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△6.39%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△294.55%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.01%	(調整)		交際費の損金不算入	3.13%	住民税均等割等	1.97%	評価性引当金の増減額	△331.28%	その他	△6.39%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△294.55%
法定実効税率	40.69%																																
(調整)																																	
交際費の損金不算入	0.09%																																
住民税均等割等	0.07%																																
評価性引当金の増減額	△50.82%																																
税率変更による期末繰延税																																	
金資産の減額修正	0.47%																																
その他	△6.32%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.81%																																
法定実効税率	38.01%																																
(調整)																																	
交際費の損金不算入	3.13%																																
住民税均等割等	1.97%																																
評価性引当金の増減額	△331.28%																																
その他	△6.39%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△294.55%																																

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成24年3月31日)

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を2年と見積り、0.164%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,954千円
時の経過による調整額	9千円
期末残高	<u>13,963千円</u>

2 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

当事業年度末(平成25年3月31日)

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を2年と見積り、0.164%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,963千円
時の経過による調整額	22千円
期末残高	<u>13,986千円</u>

2 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	11.41円	1株当たり純資産額	12.42円
1株当たり当期純利益金額	8.15円	1株当たり当期純利益金額	1.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しない為、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しない為、記載しておりません。	

(注) 1株あたり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,923,258	241,750
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,923,258	241,750
期中平均株式数 (株)	235,925,537	235,925,537
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他の有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		株式会社ウェブクルー	83,000	39,425
		計	83,000	39,425

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額(注1) (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,454	4,707	—	38,162	20,428	14,152	17,733
工具、器具及び備品	2,629	4,499	—	7,128	2,152	1,738	4,976
土地	0	—	0	—	—	—	—
有形固定資産計	36,084	9,207	0	45,291	22,580	15,890	22,710
無形固定資産							
ソフトウェア	9,390	1,579	—	10,969	2,688	2,062	8,280
無形固定資産計	9,390	1,579	—	10,969	2,688	2,062	8,280

(注) 1 「当期増加額」のうち主なものは、下記のとおりであります。

本社レイアウト変更に伴う取得

建物 4,707千円

器具備品 2,858千円

社内システムの購入

ソフトウェア 1,579千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,787,020	—	—	—	2,787,020

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	22
預金の種類	
普通預金	421,062
定期預金	500,000
別段預金	6,190
合計	927,275

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社カーチス	56,281
その他	3,129
合計	59,410

売掛金の発生及び回収、並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
27,825	647,304	615,718	59,410	91.2%	24.6日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には、消費税等が含まれております。

ハ 未収入金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社カーチス	196,321
その他	3,784
合計	200,105

ニ 繰延税金資産

繰延税金資産は、172,770千円であり、その内容については「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

ホ 関係会社株式

相手先	金額 (千円)
株式会社カーチス	1,543,584
株式会社カーチスコールセンター	75,660
株式会社タカトク	28,258
合計	1,647,502

ヘ 破産更生債権等

相手先	金額 (千円)
株式会社スポーツトラスト	1,420,103
JAC HAWAII, INC.	1,336,917
その他	30,000
合計	2,787,020

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.carchs-hd.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第25期）（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書並びにその添付書類

平成24年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第26期第1四半期）（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出

（第26期第2四半期）（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

（第26期第3四半期）（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成24年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年9月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年11月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

株式会社カーチスホールディングス

取締役会御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寛悦生 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田増三 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーチスホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーチスホールディングス及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カーチスホールディングスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社カーチスホールディングスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

株式会社カーチスホールディングス

取締役会御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寛悦生 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーチスホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーチスホールディングスの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	株式会社カーチスホールディングス
【英訳名】	Carchs Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 富田 圭潤
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国一丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役兼代表執行役富田圭潤は、当社の第26期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	株式会社カーチスホールディングス
【英訳名】	Carchs Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 富田 圭潤
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国一丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役社長富田圭潤は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

財務報告に係る内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って連結財務諸表および財務報告が適正に作成されることを合理的に保証する方針及び手続が含まれております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにつきまして、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社（※除外する連結子会社としてコールセンター、タカトク）につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後の金額が高い拠点から合算していきまして、連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としまして売上高、仕入高、売掛金、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲につきまして、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社取締役兼代表執行役社長富田圭潤は、平成25年3月31日時点における、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。